

---

## 資料編

---

## 中間見直し等方針

## 第五次大阪狭山市総合計画中間見直し等方針

## 1 第五次大阪狭山市総合計画中間見直し等の趣旨

令和12年度(2030年度)を目標年度とした第五次大阪狭山市総合計画について、令和8年度(2026年度)に中間年度を迎えること、また、第2期大阪狭山市総合戦略の計画期間の最終年度が令和7年度(2025年度)であることから、これまでの施策の進捗状況や本市を取り巻く情勢等の変化等を踏まえて、第五次総合計画の中間見直し(後期基本計画の策定等)を行うとともに、次期総合戦略を策定する。

## 2 基本的な考え方

## (1) 総合計画(基本構想、基本計画)の見直し

基本構想は、現状分析やこれまでの取り組みの実施状況の分析等を実施した上で、必要に応じて改定を行う。また、基本計画は、市の施策全般をその体系に沿って取りまとめた従来の「体系別計画」について、各施策の課題、取組内容、指標等の見直しを行い、後期基本計画を策定する。

## (2) 総合戦略等との統合

次期総合戦略については、第五次総合計画の見直しとあわせて一体的に検討し、総合計画と総合戦略を一体のものとして策定する。また、検討するにあたっては、国や大阪府の総合戦略の内容を勘案するとともに、人口ビジョンについても必要に応じて時点修正を行う。

## 3 考慮する社会経済情勢の変化と市が抱える課題への対応

デジタル化の進展やアフターコロナの新たなライフスタイルへの対応など、大きく変化する社会経済情勢に加え、学校園を含む公共施設の再配置、まちの拠点整備など、市が今後取り組むべき諸課題に対し、的確かつ柔軟に対応した計画とする。

## 4 推進体制

## (1) 総合計画・総合戦略審議会

総合計画・総合戦略審議会は、大阪狭山市附属機関設置条例に基づき設置された市長の附属機関で、識見を有する者、関係団体代表者、公募市民等により組織し、第五次総合計画の中間見直し等に関する調査及び審議を行う。

## (2) 総合計画・総合戦略策定委員会

総合計画・総合戦略策定委員会は、副市長、教育長、部長級職員により組織し、第五次総合計画の中間見直し案等について最終的な調整を行うなど、庁内案として意思決定する。なお、中間見直し案の作成は、すべての市職員が主体的に検討に参加し、全庁的な体制で取り組むこととする。

## 市民参画による計画づくり

## 1 市民意識調査

第五次総合計画の見直しに係る基礎資料とするため、市内在住の16歳以上の市民3,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

◆実施時期:令和6年6月25日(火曜日)～7月30日(火曜日)

◆有効回収率:41.0%

※ 調査結果の概要は、P116～P117

## 2 議員全員協議会

第五次総合計画の見直しにおける検討状況等の説明(情報提供)を行い、市議会から意見等をいただきました。

◆実施時期:令和6年11月21日(木曜日)、令和7年9月25日(木曜日)

## 3 パブリックコメントの実施

第五次大阪狭山市総合計画(基本構想・後期基本計画(第3期大阪狭山市総合戦略)) (素案)をホームページで公表し、市民から意見等をいただきました。

◆実施時期:令和7年9月30日(火曜日)～令和7年10月20日(月曜日)

◆意見等件数:5名(13件)

審議会への諮問

大 狭 企 第 8 4 号  
令和7年(2025年)2月25日

大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会会長様

大阪狭山市長 古川 照人

第五次大阪狭山市総合計画の中間見直し及び  
第3期大阪狭山市総合戦略の策定について(諮問)

第五次大阪狭山市総合計画を中間見直しするとともに、第3期大阪狭山市総合戦略を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

審議経過

	年	月 日	審議等の内容
第1回審議会	令和7年	2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第五次大阪狭山市総合計画及び第2期大阪狭山市総合戦略について</li> <li>●第五次大阪狭山市総合計画中間見直し等方針について</li> <li>●第五次大阪狭山市総合計画中間見直しスケジュール(案)について</li> <li>●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想)(素案)について</li> </ul>
第2回審議会	令和7年	4月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会の振り返りについて</li> <li>●第五次大阪狭山市総合計画(後期基本計画)(素案)について(序章及び第1章から第3章まで)</li> </ul>
第3回審議会	令和7年	5月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会の振り返りについて</li> <li>●第五次大阪狭山市総合計画(後期基本計画)(素案)について(第4章から第6章まで)</li> </ul>
第4回審議会	令和7年	7月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想・後期基本計画)(答申案)について</li> </ul>
答 申	令和7年	8月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第五次大阪狭山市総合計画の中間見直し及び第3期大阪狭山市総合戦略の策定について(答申)</li> </ul>

審議会からの答申

令和7年(2025年)8月28日

大阪狭山市 古川 照人 様

大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会  
会 長 上甫木 昭春

第五次大阪狭山市総合計画の中間見直し及び  
第3期大阪狭山市総合戦略の策定について(答申)

令和7年(2025年)2月25日付け大狭企第84号で諮問された第五次大阪狭山市総合計画の中間見直し及び第3期大阪狭山市総合戦略の策定につきまして、大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会において慎重に審議いたしました結果、別添のとおり答申いたします。

なお、この答申を十分に尊重して計画を策定されますとともに、計画策定後は、その計画の実現に向けてご努力されますよう要望いたします。

大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会委員

区 分	氏 名	摘 要
学識経験のある者 (6名)	○小野 達也	桃山学院大学 社会学部 教授
	◎上甫木 昭春	大阪府立大学 名誉教授
	地下 まゆみ	大阪大谷大学 教育学部 教授
	富田 充俊	大阪府 政策企画部 企画室 推進課
	久 隆浩	近畿大学 総合社会学部 環境・まちづくり系専攻 教授
	溝手 真理	帝塚山学院大学 リベラルアーツ学部 教授
関係団体代表者 (10名)	上田 幸男	大阪狭山市農業委員会代表
	大西 圭介	狭山中学校区まちづくり円卓会議代表
	菊屋 英一	特定非営利活動法人南中学校区円卓会議代表
	酢谷 貢	大阪狭山市社会福祉協議会代表
	寺坂 出	勤労者代表
	中嶋 芳彦	大阪狭山市商工会代表
	南城 克彦	金融機関代表
	西井 忠好	第三中学校区まちづくり円卓会議代表
	野村 佑	大阪狭山市青少年指導員会代表
	山村 歳幸	大阪狭山市自治会地区会連合会代表
一般市民 (2名)	金谷 雅夫	公募市民
	小松 茂美	公募市民

委員18名(敬称略/区分ごとに五十音順)  
◎は会長 ○は副会長

## 大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会規則

令和6年3月31日  
規則第12号

## (趣旨)

第1条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例(平成25年大阪狭山市条例第6号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 審議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第3条 委員は、大阪狭山市総合計画及び大阪狭山市総合戦略等の策定についての調査、研究及び審議が終了したときは、退任するものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。
- 5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## (関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

## (庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策推進部において処理する。

## (委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(大阪狭山市総合戦略策定委員会設置規則の廃止)
- 2 大阪狭山市総合戦略策定委員会設置規則(平成27年大阪狭山市規則第22号)は、廃止する。

## (経過措置)

- 3 この規則の施行後及び委員の任期の満了後、最初に行われる審議会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

## 大阪狭山市総合計画・総合戦略策定委員会経過

	年	月 日	議事の内容
第1回 策定委員会	令和6年	5月14日	●第五次大阪狭山市総合計画中間見直し等方針及びスケジュールについて ●基本計画の総括及び市民意識調査について(今後の予定)
第2回 策定委員会	令和6年	9月17日	●第五次大阪狭山市総合計画中間見直し等方針について ●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想)見直しの方向性について ●「第五次大阪狭山市総合計画中間見直し」に関する市民意識調査結果(速報)について ●第五次大阪狭山市総合計画(基本計画)の進捗状況等について
第3回 策定委員会	令和6年	11月12日	●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想・後期基本計画)(庁内案(原案))について ●大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会委員について
第4回 策定委員会	令和7年	2月5日	●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想・後期基本計画)(庁内案(素案))について ●大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会の委員及びスケジュールについて
第5回 策定委員会	令和7年	7月7日	●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想・後期基本計画)(答申案)について
第6回 策定委員会	令和7年	9月17日	●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想・後期基本計画)(素案)に対するパブリックコメントの実施について
第7回 策定委員会	令和7年	11月4日	●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想・後期基本計画)(案)について

## 大阪狭山市総合計画・総合戦略策定委員会委員

構成	氏名
副市長(委員長)	田中 斉
副市長(副委員長)	楠 弘和
教育長	竹谷 好弘
危機管理室長	谷 義浩
政策推進部長	古頃 孝司
総務部長	田中 孝
健康福祉部長	山本 高久
まちづくり推進部長	古川 真一
市民生活部長	鶴田 善道
水政策部長	三井 雅裕
出納室長	森 浩子
議会事務局長	山崎 正弘
総合行政委員会事務局長	堀 慶祐
教育部長	山田 裕洋
こども政策部長	浜口 亮

令和7年4月1日現在

## 大阪狭山市総合計画・総合戦略策定委員会規程

## (設置)

第1条 大阪狭山市総合計画基本構想及び基本計画(以下「総合計画」という。)並びに大阪狭山市総合戦略及び大阪狭山市人口ビジョン(以下「総合戦略等」という。)を円滑に策定するため、大阪狭山市総合計画・総合戦略策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画及び総合戦略等の基本的な策定方針案の決定に関すること。
  - (2) 総合計画案及び総合戦略等案の最終的な総合調整及び作成に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画案及び総合戦略等案の策定に係る重要事項に関すること。
- 2 策定委員会は、前項各号に掲げる事項について市長に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

## (組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

## (委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は担当副市長を、副委員長は他の副市長をもって充てる。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

## (部会)

第6条 策定委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する部会委員で組織し、策定委員会の所掌事務を分掌する。

3 部会に部会長を置き、委員長が部会委員のうちから指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

## (部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

## (資料提出等の要求)

第8条 策定委員会及び部会は、その所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

## (プロジェクトチーム)

第9条 策定委員会の所掌する事務を円滑に推進するとともに、政策の意思決定過程への職員の参加を促進するために、策定委員会に大阪狭山市総合計画・総合戦略プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を置く。

2 プロジェクトチームの運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、政策推進部において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則(平成11年規程第1号)

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成15年7月1日規程第7号)

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成15年7月1日規程第12号)

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規程第8号)

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪狭山市文書取扱規程、大阪狭山市当直規程及び大阪狭山市公用車管理規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、それぞれ改正後の大阪狭山市文書取扱規程、大阪狭山市当直規程及び大阪狭山市公用車管理規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成17年3月31日規程第5号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

33 改正前の大阪狭山市文書取扱規程、大阪狭山市当直規程及び大阪狭山市公用車管理規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、それぞれ改正後の大阪狭山市文書取扱規程、大阪狭山市当直規程及び大阪狭山市公用車管理規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成19年3月30日規程第4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月1日規程第1号)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規程第3号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規程第4号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規程第5号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月27日規程第11号)

この規程は、平成30年4月28日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規程第2号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規程第3号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規程第5号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月31日規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(大阪狭山市総合戦略推進本部設置規程の廃止)

2 大阪狭山市総合戦略推進本部設置規程(平成27年大阪狭山市規程第6号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

副市長

教育長

危機管理室長

政策推進部長

総務部長

健康福祉部長

まちづくり推進部長

市民生活部長

水政策部長

出納室長

議会事務局長

選挙管理委員会事務局長

監査委員事務局長

農業委員会事務局長

固定資産評価審査委員会事務局長

教育部長

こども政策部長

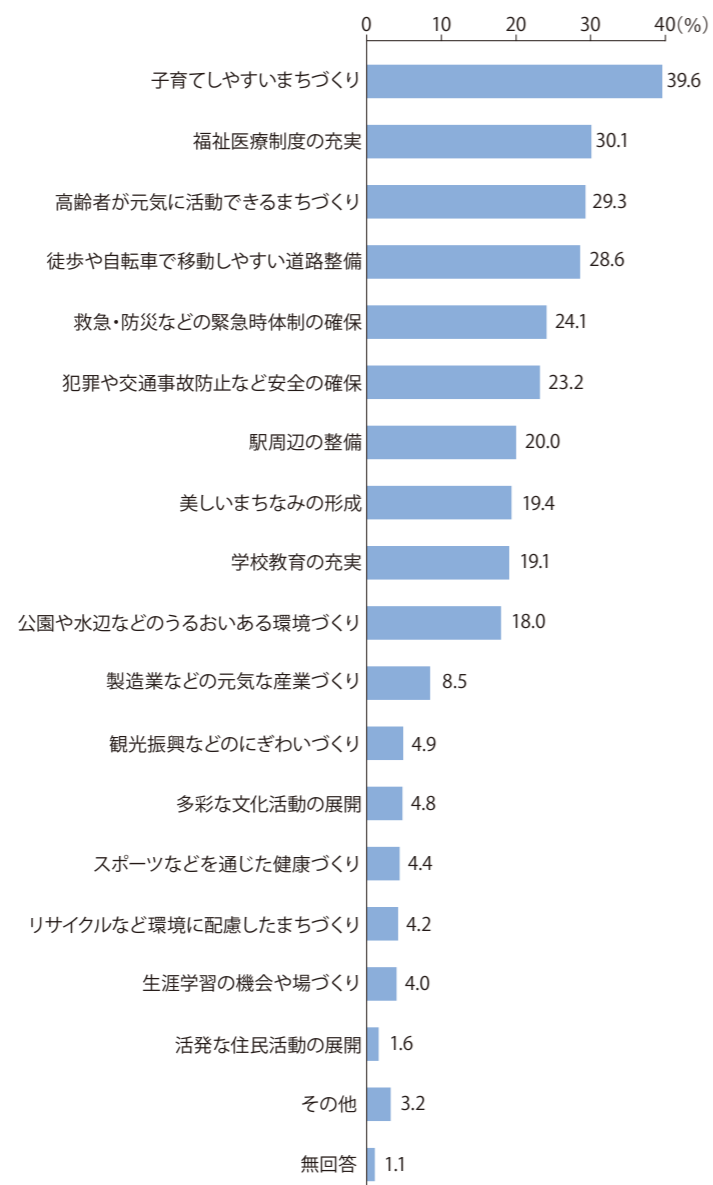
その他委員長が必要と認める者

市民意識調査結果の概要

市民意識調査結果のうち、「住みよさの評価」及び「定住意向」については基本構想第2章第3節に掲載していますが、そのほかの特徴的な点は次のようなものです。

◆大阪狭山市をずっと住み続けたいと思うまちにするために力を入れるべき分野としては、「子育てしやすいまちづくり」が39.6%と最も高く、次いで「福祉医療制度の充実」が30.1%、「高齢者が元気に活動できるまちづくり」が29.3%、「徒歩や自転車で移動しやすい道路整備」が28.6%となっている。

◆大阪狭山市をずっと住み続けたいと思うまちにするために力を入れるべき分野

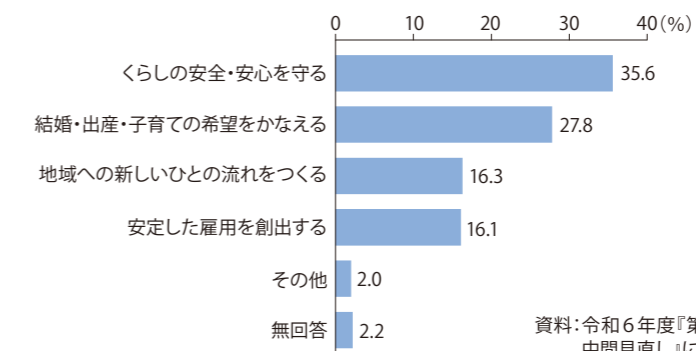


n=1,230

資料:令和6年度『第五次大阪狭山市総合計画 中間見直し』に関する市民意識調査報告書

◆全国的に人口減少が進むなか、活力ある社会をめざして大阪狭山市が力を入れるべきこととしては、「くらしの安全・安心を守る」が35.6%と最も高く、次いで「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」が27.8%、「地域への新しいひとの流れをつくる」が16.3%となっている。

◆活力ある社会をめざして大阪狭山市が力を入れるべきこと

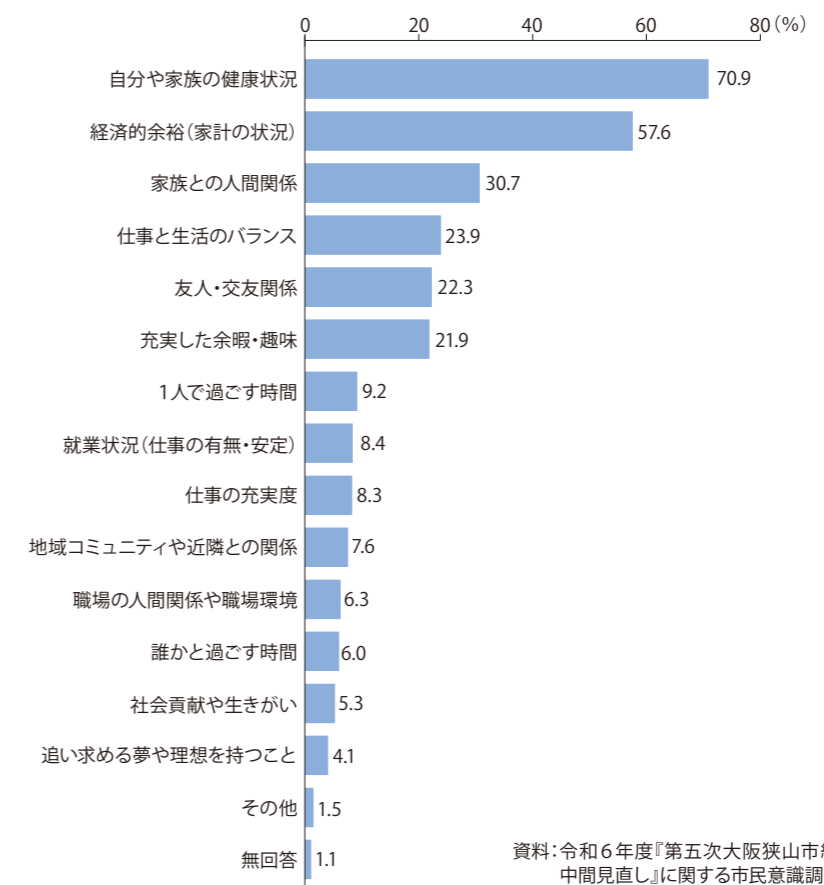


n=1,230

資料:令和6年度『第五次大阪狭山市総合計画 中間見直し』に関する市民意識調査報告書

◆幸せであるために重要だと思うことは、「自分や家族の健康状況」が70.9%と最も高く、次いで「経済的余裕(家計の状況)」が57.6%、「家族との人間関係」が30.7%となっている。

◆幸せであるために重要だと思うこと



n=1,230

資料:令和6年度『第五次大阪狭山市総合計画 中間見直し』に関する市民意識調査報告書

## SDGsの17のゴール

目標	SDGsの17のゴール
	<b>1. 貧困をなくそう</b> 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	<b>2. 飢餓をゼロに</b> 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	<b>3. すべての人に健康と福祉を</b> 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	<b>4. 質の高い教育をみんなに</b> 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。
	<b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b> 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組みといえます。
	<b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b> 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	<b>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	<b>8. 働きがいも経済成長も</b> 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	<b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たなイノベーションを創出することにも貢献することができます。

目標	SDGsの17のゴール
	<b>10. 人や国の不平等をなくそう</b> 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	<b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	<b>12. つくる責任つかう責任</b> 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	<b>13. 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	<b>14. 海の豊かさを守ろう</b> 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	<b>15. 陸の豊かさを守ろう</b> 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	<b>16. 平和と公正をすべての人に</b> 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	<b>17. パートナリシップで、目標を達成しよう</b> 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

総合計画の施策とSDGsの17のゴール

用語解説

施策の大綱	施策	SDGsの17のゴール																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1 子どもや若者の未来が輝くまちづくり	① 安心して子育てができる環境づくり			●	●							●					●	
	② 生きる力を伸ばす教育環境づくり		●		●	●					●	●					●	
	③ 子どもや若者の健全育成				●				●		●						●	
2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり	④ 地域福祉の推進			●								●		●				
	⑤ 健康づくりや医療体制の充実		●	●								●						
	⑥ 高齢者が安心して暮らせる地域づくり			●								●						
	⑦ 障がいがある人の自立と社会参加の促進			●	●				●		●	●						
3 自然と調和した活力のある快適なまちづくり	⑧ 社会保障制度の安定的な運営	●		●								●						
	⑨ 快適で魅力ある都市空間の形成						●			●	●					●		
	⑩ 便利で快適な道路交通環境の形成							●		●	●							
	⑪ 水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり				●						●					●		
	⑫ 地域から始める地球にやさしい環境づくり						●	●		●	●	●	●	●				
4 豊かな心と文化を育むまちづくり	⑬ 産業の振興によるにぎわいの創出	●							●	●	●	●			●			
	⑭ 生涯学べる環境づくり			●	●							●						
	⑮ 市民文化・歴史文化の振興				●													
5 安全で安心できるまちづくり	⑯ 互いに人権を尊重する共生社会づくり			●	●						●						●	
	⑰ 防災・防犯対策の強化											●		●				
	⑱ 消防・救急体制の強化			●								●						
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●						

用語	掲載ページ	解説
●LGBT	26	レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字で、多様な性のあり方を表す言葉。レズビアンは女性の同性愛者、ゲイは男性の同性愛者、バイセクシュアルは両性愛者、トランスジェンダーは自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人。
●大阪広域水道企業団	68,69	水道用水供給事業、水道事業、工業用水道事業を行う、大阪府内の42市町村が共同で設立した特別地方公共団体。
●大阪狭山ブランド	79,80	大阪狭山の魅力発信、都市イメージの発信・向上に大きく寄与できるものとして、本市商工会に設置された「大阪狭山ブランド認定委員会」が認定した地域資源を活用した商品・サービスなどをいう。
●温室効果ガス	75,76,77	大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つガスの総称。石炭、石油などの使用量の増大に伴い、温室効果ガスの大気中の濃度は増加している。
か行		
●ガバメントクラウド	103	国や地方公共団体などが共同で利用する政府共通のクラウド基盤。
●上初湯川ふれあいの家	54	和歌山県日高郡日高川町にある野外活動施設。小学校跡を改築・整備した施設で、平成14年(2002年)に友好都市である本市と当時の和歌山県日高郡美山村が住民相互の交流を一層深めるため、大阪狭山市の市民及び各種団体が優先利用できることを目的として、本施設の利用に関する協議書を締結している。
●環境教育	74	人間と地球環境とのかかわりについて理解を深め、環境の回復、創造に向けた知識や関心を高める教育。
●基幹相談支援センター	63	障がいがある人やその家族の最初の相談窓口となるほか、相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言を行う、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。
●救急安心センターおおさか	93	救急車を呼んでもいいか迷ったとき、24時間365日、看護師や相談員が医師の支援体制のもと、病気やけがの緊急性を判断し、救急車の要請、応急手当の指示、適切な救急病院の案内を行う機関のこと。
●ゲートキーパー	59	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置づけられている。
●健康寿命	58	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。
●交通モビリティ	71,72	地域や個人における移動手段。
●高齢者SNSネットワーク	61	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、関係機関、協力機関等で作るネットワーク。
●コミュニティ・スクール	51	学校運営協議会制度による、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を活かしながら、協働して子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

用語	掲載ページ	解説
さ行		
●再生可能エネルギー	27,76	自然環境の中で、繰り返し取り出すことができるエネルギーの総称。代表的なものとして、太陽光のほかに、太陽熱、地熱、水力や風力などがある。
●市街化区域	23,69	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
●市街化調整区域	23,69	都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。無秩序な市街地の拡大を防止し、農地や自然環境を保全していくことを目的とする。
●シティプロモーション	100	地方公共団体が行う「宣伝・広報・営業活動」のこと。地域のイメージ向上やブランドの確立をめざし、移住促進や地域経済の活性化などを目的とした取り組み。
●シビックプライド	100	都市に対する市民の誇りをさす呼称。
●市民活動支援センター	14,83,99	市民と行政との協働によるまちづくりの推進を図る拠点。市民活動に関する情報提供、調査研究やボランティア及び市民活動団体の支援につながる各種事業などを展開している。
●重層的支援体制	36,57	介護・障がい・子ども・困窮の各法に基づく相談支援を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、複合・複雑化した支援ニーズに対応する体制。
●循環型節水社会	68	限りある水資源を有効に利用するとともに、持続可能な形で循環させながら利用していくことで環境への負荷を低減することを目的として、節水・雨水利用など、水利用が合理化された社会のこと。
●ショートステイ	63	自宅で介護を行っている人が、病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴・排泄・食事等の必要な介護を受けてもらうこと。
●初期救急医療	58,59	住民に身近な地域の救急告示病院やその他の病院等の医療機関が、症状が比較的軽症で、入院治療の必要がない患者の受け入れを行うこと。南河内南部広域小児急病診療体制による夜間急病診療(輪番による指定病院、365日毎夜)や休日急病診療(大阪狭山市休日診療所や富田林病院)がその例として挙げられる。
●新型コロナウイルス感染症	11,12,58,78,79,98,102	世界規模で拡大している感染症で、ウイルス性の風邪の一種。正式名称は、世界保健機関(WHO)により「COVID-19(coronavirus disease 2019)」という。
●Society5.0	44	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)とを高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立させる、人間中心の社会(Society)。
た行		
●男女共同参画推進センター「きらっとぴあ」	86	男女共同参画社会を実現するための拠点。男女共同参画に関する情報提供や学習の場として、図書や雑誌、パンフレットなどの資料を設置し、また、さまざまなテーマの講座・学習会などを開催している。
●地域学校協働活動	51,52,54	地域と学校が連携・協働して、子どもたちの学びや成長を支える活動のこと。読み聞かせ、登下校の見守り、職場体験の受け入れ、放課後の学習支援など、地域全体で子どもたちを育てる取り組み。

用語	掲載ページ	解説
●地域活動支援センター	63	障がい者等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設。
●地域共生社会	36,56	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
●地域就労支援センター	78	就職困難者等に対する雇用、就労問題に関する相談や求人・求職情報を提供する窓口。
●地域ビジョン	9	「大阪狭山市まちづくり円卓会議条例」第8条に規定する「校区の将来像及びそれを達成するための事業計画」。
●地域包括ケアシステム	60,61	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。
●地域包括支援センター	61	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険や福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などの支援を行う機関。
●地域防災リーダー	90,91	地域の防災分野で活躍する人材を育成する目的で創設した「防災士資格取得補助制度」を利用して、防災士資格を取得した人のこと。
●地域防犯ステーション	91	金剛駅西口地域防犯ステーションは、金剛駅前周辺の防犯拠点として市が設置した施設であり、市民ボランティア団体に土日祝日や年末年始を含めて年365日の常駐業務などの運営を委託している。 また、すべての小学校区に設置されている地域防犯ステーションは、小学校の余裕教室等を活用した防犯拠点のことで、各校区の住民（自治会、青少年指導員、PTAなど）で構成された運営委員会により、学校と地域の安全の両方を守る取り組みが行われている。
●地区福祉委員会	57	地域内の「福祉のまちづくり」の推進を目標に、自治会や老人クラブなどの各種団体や関係機関の代表、民生委員・児童委員などで構成された社会福祉協議会の内部組織として概ね小学校区単位で結成されている委員会。
●デジタルデバインド	12,103	情報通信技術（ICT）へのアクセスや利用の格差。
●テレワーク	12,79	ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語である。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務などがあげられる。
な行 ●内部統制システム	103	事務手続きを可視化し、モニタリングする一連の流れ。
●「楠公さん」大河ドラマ誘致協議会	78	「楠公さん」ゆかりの地などが自治体連携を行いながら、交流人口の増加や産業振興、観光振興、文化財の活用などと連動した地域の活性化を図るため、大河ドラマの誘致を行うことを目的としている。

用語	掲載ページ	解説
●ニート	53,54	Not in Education,Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略称。国では若年無業者のことをいい、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」と定義している。
●西高野街道観光キャンペーン協議会	78	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されたことを契機に、西高野街道を中心とする地域の観光魅力のPRを行うとともに、観光客の受け入れ体制の充実と観光客の誘致を促進することを目的としている。
●2025年問題	56	団塊の世代が全て75歳以上となることで起こると予測されるさまざまな問題。高齢者人口の急激な増加や、疾病構造の変化に伴う支え手となる現役世代への負担の増加、要介護・要支援認定者や認知症患者などの支援を必要とする方の増加など、多くの問題が指摘されている。
●認知症サポーター	61	認知症についての正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族に対してできる範囲で見守り活動をする応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講することで認知症サポーターに認定される。
●認定子育てサポーター	49,50	地域の子育て家庭を支援するため、市の独自施策として、子育てや保育経験のある市民を対象に、養成講座を開催し、修了者をサポーターとして認定するもの。
●ネイチャーポジティブ	74	生物多様性の損失を食い止め、令和12年（2030年）までにその損失を反転させ、自然を回復軌道に乗せるという国際目標。
●農地中間管理機構	78	高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関。都道府県に1つずつ設置され、農地の集約化や耕作放棄地の解消の推進などの役割を担う。
は行 ●8050問題	64	ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子を80代前後の親が養っている状態をさす。
●華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会	78	NHK大河ドラマ「太平記」の放映を契機に、南河内を中心とする大阪の観光魅力のPRを行うとともに、観光客の受け入れ体制の充実と観光客の誘致を促進することを目的として、平成2年12月に設立された。現在は、南河内観光PRキャラバン事業やみなみかわち歴史ウォーク事業などを通じ、南河内の観光魅力を広くPRしている。
●パブリックコメント	101	計画や条例などの策定や変更をするときに、その内容を案の段階で市民に公表し、その案に対して寄せられた意見や提案、要望などを考慮しながら、最終的な意思決定を行う制度。
●ハローワーク	64,78,79	求職者や求人事業主の方に対して、全国の豊富な求人情報をもとにした職業紹介のほか、雇用保険、雇用対策などのさまざまなサービスを提供する国（厚生労働省）が運営する総合的雇用サービス機関。
●ビッグデータ	68	大量、高速、多様性があるデータ。ツールで分析することにより、人力では出すことが困難な分析結果を得ることができる。

## 市民憲章／市歌

用語	掲載ページ	解説
●避難行動要支援者	57,91	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする人。
●5G	12	5th Generation（第5世代移動通信システム）の略称。次世代無線通信規格。
●福祉教育	57	「ふだんのくらしのしあわせ」を誰もが実現できるよう、地域の人々や課題と関わり、多様性を理解し、支え合う「ともに生きる力」を育む学び。
●ふるさといきいきカード	101	市民が市政への提案・要望・意見を市へ送る問い合わせフォームのこと。
●北条五代観光推進協議会	78	北条氏にゆかりのある行政及び観光協会が連携し、北条氏のさまざまな偉業や魅力を活用した観光事業を展開することにより、北条氏ゆかりの地として歴史や文化を広く全国に紹介し、地域の活性化を図ることを目的としている。
<b>ま 行</b>		
●まちづくり円卓会議	9,14,98,99	地域内の自治会（地区会）や住宅会、NPO、市民活動団体、事業者などが中学校区を単位として、一堂に会してまちづくりについて話し合い、「地域のことは地域で考える」ことを実践するまちづくり制度。
<b>や 行</b>		
●ヤングケアラー	56	子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」。
●ユニバーサルデザイン	57	障がい者や高齢者、外国人、男女などそれぞれの違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいようにまちづくり、ものづくり、環境づくり等を行う考え方。
<b>ら 行</b>		
●ライフステージ	82	乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期など、人生の年代ごとの段階のこと。
<b>わ 行</b>		
●ワーク・ライフ・バランス	12,86,87	「仕事」と、育児や介護、趣味や学習、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる考え方。

## 【市民憲章】

わたくしたちの狭山は、金剛、葛城をあおぎ、  
水豊かな狭山池の美しい自然と  
古い歴史に恵まれたのびゆくまちです。  
わたくしたちは、このまちに住むことに誇りをもって、  
よりよいまちを築くために、  
みんなの願いをこめて、この憲章を定めます。

わたくしたちは

- 一、思いやりの芽を育て、明るく楽しいまちをつくりましょう。
- 一、自然を愛し、美しく住みよいまちをつくりましょう。
- 一、健康で働くよろこびをもち、心豊かなまちをつくりましょう。
- 一、教養を高め、知性に満ちた文化のまちをつくりましょう。
- 一、幸せを願い、夢と希望のあるまちをつくりましょう。

## 【市歌】

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 一、金剛山の山なみを<br>水面にうつす狭山池<br>古よりも栄えきて<br>水鳥泳ぐ永遠の<br>希望にもえる平和都市<br>大阪狭山市栄えあれ | 二、松のみどりの美しく<br>学園都市の誇りあれ<br>すべての人よ学べとて<br>手をたずさえて伸びてゆく<br>未来を担う文化都市<br>大阪狭山市誇りあれ | 三、春は桜の花影や<br>田の面につばめゆきかいて<br>心をつなぐ人の和に<br>わがふるさとのあたたかき<br>光にみちた愛の街<br>大阪狭山市望みあれ |
|---|--|---|

作詞：中井明子、補作・作曲：早野柳三郎

水・ひと・まちが輝き  
みんなの笑顔を未来へつなぐまち

## 第五次大阪狭山市総合計画

改訂版

発行日:令和8年3月

発行:大阪狭山市

編集:大阪狭山市 政策推進部  
企画・情報政策グループ

〒589-8501大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384-1

TEL072-366-0011(代)

<https://www.city.osakasayama.osaka.jp>